第１次ニホンザル管理計画（案）

令和９年３月
岩手県

目　次

１　計画策定の目的 3

２　計画策定の背景 3

３　管理すべき鳥獣の種類 3

４　計画の期間 3

５　計画の対象地域 4

６　これまでの経過と現状 4

(1)　これまでの取組 4
(2)　現状 4

７　管理の目標及び目標達成のための基本的な考え方 6

(1)　管理の目標 6
(2)　目標達成のための基本的な考え方 6

８　目標達成のための方策 8

(1)　目標達成のための手順 8
(2)　個体数管理 9
(3)　被害防除対策 14
(4)　その他必要な方策 14

９　モニタリング等調査研究 15

(1)　生息状況等調査 15
(2)　被害防除状況調査 15

1　計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するニホンザル（以下「サル」という。）を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第７条の２の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、希少野生動物の側面を持つ本県のサルの地域個体群※の存続及び保護に配慮しつつ、被害防除対策を実施することにより、農作物被害や生活環境被害（人身被害を含む）の低減や被害地域の拡大抑制を図ることを目的とする。

また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 14 次鳥獣保護管理事業計画（以下、「第14次計画」という）に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

※地域個体群：地理的・遺伝的にまとまりをもつ集団単位を指す。

2　計画策定の背景

本県のサルは、主に五葉山から三陸地域を中心に群れが分布していることが確認されている。環境省レッドリストにおいては、北奥羽・北上山系のホンドザルが、「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されており、岩手県レッドデータブック（2024）においては絶滅危惧Ⅰ類に指定している。また、近隣の東北地域の個体群とは別の独自性を持った進化的背景を持つことがわかっており、本県のサルは、種の保全上、貴重な個体群であるといえる。

一方で、群れが分布している五葉山周辺の市町村では、サルが人里周辺へ出没し、農作物への被害が発生している。令和元年以降、県内のサルによる農作物被害額は増加傾向であり、被害額全体に占めるサルの割合が増加している自治体も存在している。また、サルの群れが人の生活圏と重なって生息している地域もあり、人に対する威嚇行動や屋根に登る等の生活環境被害も発生している。

五葉山周辺に生息するサルについては、分布状況および群れ数はおおむね把握されつつあり、令和７年度に実施した生息状況調査の結果、五葉山周辺には少なくとも８つの群れが存在し、そのうち４群における個体数や加害性の程度が明らかとなり、加害性は高い傾向にあることが分かった。さらに、同調査では、これまで確認されていなかった新たな群れの存在が確認されており、岩手県におけるサルは、個体数増加や分布拡大の傾向にあると推察される。

以上を踏まえ、地域個体群の健全な維持を図りつつ、農作物被害や生活環境被害の軽減対策を実施するため、「第１次ニホンザル管理計画」を策定する。

3　管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル（*Macaca fuscata*）

4　計画の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日までの５ヵ年とする。

（第14次計画との整合性を図るため、同様の計画期間とする。ただし、計画期間内であっても、生息状況その他サルの管理に影響を与える要因が生じた場合は、計画の見直し等を検討するものとする。）

５　計画の対象地域

対象地域は、岩手県全域とする。

ただし、サルの群れの存在が確認されている、宮古市、釜石市、大船渡市、住田町、大槌町の５市町については、個別に管理方針を定める。

６　これまでの経過と現状

(1)　これまでの取組と課題

サルによる被害に対しては、市町村が作成する被害防止計画に基づいた被害防除対策（農作物残渣の適正処理、侵入防止柵の設置など）や動物駆逐用煙火を活用した追払いによる防除が実施されてきた。また、頭数管理としての有害鳥獣捕獲については、被害の実態を十分に調査し、有害鳥獣捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可することで対応してきた。

一方で、希少野生動物としての側面を持っている本県のサルに対して、地域個体群の安定的維持を図りつつ被害を低減させるためには、正確な生息状況を把握したうえで対策を講じる必要がある。

(2)　現状

（ア）　生息状況

- 平成初期以前までは、３～５群で40～100頭と推定されていた。
- 平成26年の報告では、４群で90頭であり、平成初期から変化は見られなかった。
- 平成29年の環境省調査では、岩手県では五葉山を中心に沿岸地域でサルの生息が確認されている（図１）。
- 令和４年度に岩手県が実施した調査では、４群で115頭以上が確認されていたほか、ボイストラップ調査の結果、新たな群れの可能性も指摘され、平成26年よりも分布域が広がり、頭数も増加していることが分かった。
- 令和７年度に岩手県が実施した調査では、五葉山周辺には少なくとも８つの群れが存在し、そのうち４群における個体数や加害性が明らかとなった。さらに、これまで県が実施してきた調査では確認されていなかった新たな群れ（大住群）が確認された。また、五葉山周辺のみならず、これまで群れが確認されていなかった宮古市でも群れの存在が確認され、過去調査でも確認されていた大槌町の群れの存在が再確認されるなど、県内のサルの分布状況が明らかとなりつつある。

（イ）　被害状況と捕獲数

- 岩手県全域におけるサルによる農作物被害額は増加傾向（表１）にあり、特に令和５年度は前年度比で約４倍に急増している。
- 農作物被害のみならず、人馴れしたサルに威嚇されるなど、生活環境被害も確認されている。

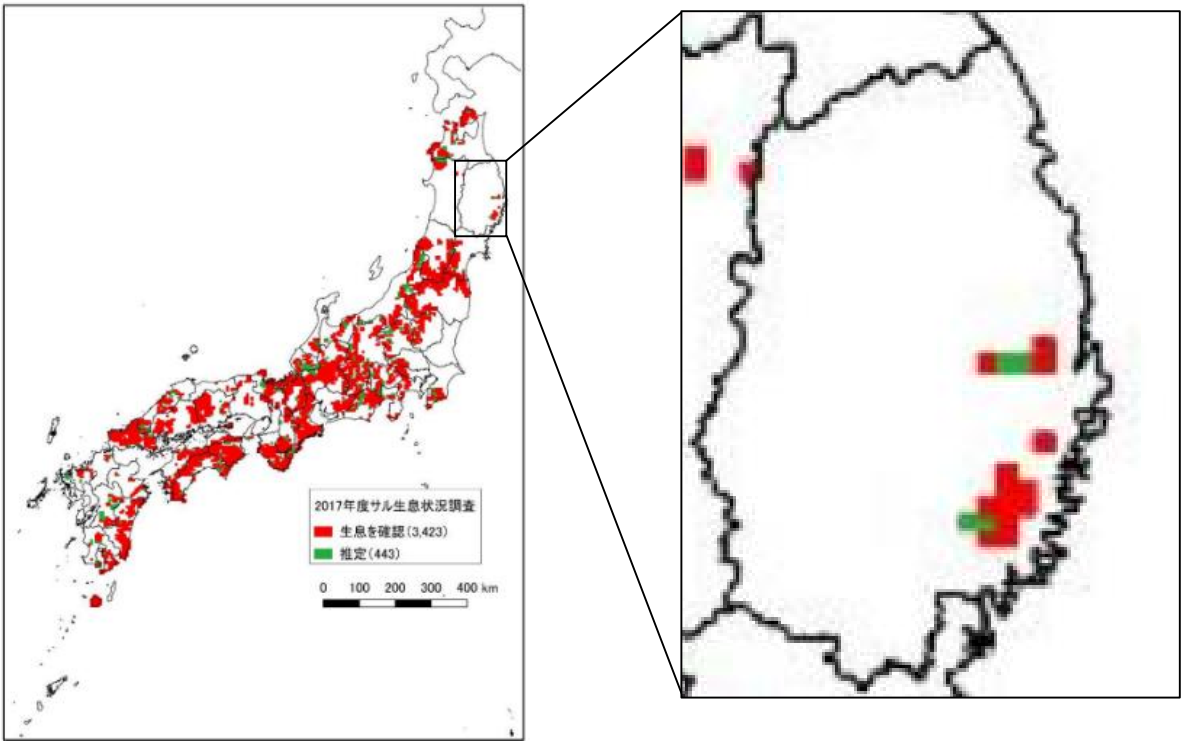


図１）サルの群れの分布状況

（特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）ｐ５より転載）

年度	有害捕獲	捕獲合計	農作物被害額	対前年度比
Ｒ１	１頭	２頭	878千円	－
Ｒ２	１頭	４頭	1,465千円	+587千円
Ｒ３	２頭	３頭	1,501千円	+36千円
Ｒ４	０頭	３頭	1,733千円	+232千円
Ｒ５	０頭	３頭	5,182千円	+3,449千円
Ｒ６	３頭	５頭	3,543千円	▲1,639千円
Ｒ７			5,988千円	+2,445千円

（表１）サル捕獲数及び農作物被害額の推移（R1～R7）

7　管理の目標及び目標達成のための基本的な考え方

(1) 管理の目標

地域個体群の健全な維持を図りつつ、農作物被害や生活環境被害の軽減対策を実施するため、次の目標を設定する。なお、各項目における具体的な指標等は、管理実施計画において定める。

（ア）　現存する地域個体群の適正な維持
（イ）　人身被害の防止
（ウ）　集落への出没率低減による農業被害・生活被害の減少
（エ）　被害地域の拡大抑制

(2) 目標達成のための基本的な考え方

サルの保護・管理には、群れの管理、被害防除対策、生息環境管理の３つを、地域の状況に応じて適切に組み合わせて、総合的に実施することが必要であることから、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・令和６年度）（以下、「管理計画策定ガイドライン」という）に準じ、総合的に対策を進めていくこととする。

また、対策を進めていく上で、次の点を考慮することとする。

（ア）　順応的管理の実施

野生動物の保護・管理を行うに当たって留意すべき点は、対象とする相手が野生動物であるため、分布や個体数などが変動して一定ではないという「非定常性」と、分布や個体数などを全て明らかにすることは難しく、誤差や信頼限界をもつ推定に基づいて進めなければならないという「曖昧性」を伴うという点である。また、計画を実行しても必ずしも計画どおりの成果が得られないという「不確実性」もあることから、それらを前提とするシステムを構築することが必要である。

このため、県内におけるサルの管理においても、生息状況や加害状況などの現況を群れ毎に把握し、現況を基に計画を立案し（Plan）、計画を実行し（Do）、効果を検証するためのモニタリング調査を行って、結果を評価し（Check）、評価を基に計画を改善（Act）する、PDCAサイクルによる順応的管理を行う。

（イ）　群れ管理の必要性

サルは基本的に群れで行動する動物であるため、群れの管理が基本である。サルの群れは、群れごとに規模や構成、加害レベルが異なるという特性を持つため、まず加害群を特定し、その加害レベルや行動域、群れサイズや構成などといった現況を把握する必要がある。その上で群れごとに目標を明確にした捕獲手法を選択し、効果的な被害防除対策と合わせて実施し、モニタリングによる効果検証を行いながら進めていく。

なお、サルはほとんどの場合複数の群れが連続して分布するというパターンを示し、県内においても、特に五葉山周辺では同様の傾向が確認されている。したがって、この隣接して生息する群れの集合を保護・管理の基本的な管理単位（管理ユニット）として設定（表２）し、管理ユニットごとに対策を実施していく。

群れ名	管理ユニット名	生息市町名
赤坂峠の群れ/鳩ノ峰群	五葉山山系	釜石市
大沢群		大船渡市・釜石市・住田町
大住群		大船渡市・住田町
仙人群		釜石市
高森群		住田町
中沢群		住田町
桧山群		住田町
六郎群		大船渡市
大槌町の群れ	非五葉山山系	大槌町
宮古市の群れ		宮古市

（表２）群れごとの管理ユニット区分

※五葉山山系以外は、群れの情報が十分ではないため、便宜上「非五葉山山系」として区分している。

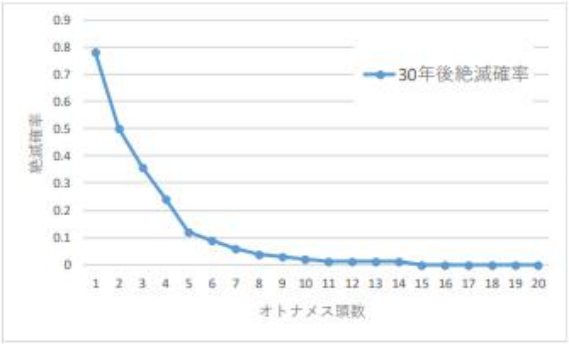
（ウ） 群れのサイズと個体数管理

加害レベルが高い群れにおいては、群れサイズが大きいと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できない。多頭捕獲（群れ捕獲）を行う際は、群れサイズは、追い払いなど被害防除対策のしやすさから30頭程度を目安とし、群れ内のオトナメス※が10頭を下回らないようする（兵庫県の群れの絶滅確率を参照）。

※　オトナメスとは年齢７歳以上の性成熟したメスを指し、体サイズや性器など形態的特徴から判断する。

【個体数管理の考え方】

これまでに県下の個体群を調査して得られた結果を基にして、群れのオトナメスの頭数規模によって、群れが絶滅する確率がどのように変化するかをシミュレーションした。群れのオトナメスの頭数が 10 頭以上では絶滅確率は２％以下で緩やかに変化するのに対し、10 頭を下回ると絶滅確率は急激に大きくなる。したがって、群れの規模はオトナメスの頭数が 10 頭を下回らないように個体数管理を行うこととする。



群れのオトナメスの頭数と絶滅確率の変化

※兵庫県第３期ニホンザル管理計画より引用

8　目標達成のための方策

(1) 目標達成のための手順

（ア） 事前調査・モニタリング

- 県は、農作物被害や生活環境被害が継発又は悪化している地域において生息状況調査を実施し、サルの出没情報や被害の実態について調査する。この際、必要に応じ、市町村に対し、市町村が独自に実施しているモニタリング調査等の結果の提供を依頼し、多角的な調査を実施するものとする。
- 県は、農作物被害や生活環境被害が継発又は悪化している地域における被害防除対策の実施状況について、該当市町村に聞き取り調査を行う。
- 市町村は、サルの出没情報や被害実態についてモニタリングすることで行動圏や出没状況の把握に努めるとともに、県が行う調査に協力する。
- 県は、上記調査結果に基づき、加害レベルや被害防除対策レベルの判定を行う。

（イ） 計画の策定

- 県は、「ニホンザル管理検討協議会（以下、「協議会」という。）」において意見を聴取したうえで、管理ユニット（及び管理ユニットに含まれる群れ）ごとの管理方法や被害対策の進め方について、「ニホンザル管理計画（以下、「管理計画」という。）」を策定する。
- 県は、管理計画の方針に基づき、計画期間中は毎年度「年度別実施計画（以下、「実施計画」という。）」を策定する。

（ウ） 計画の実行

- 市町村は、県が策定した実施計画に基づき、対策を実行する。

（エ） 計画の評価

- 市町村は、実施計画に基づき対策を行った場合、対策前後における影響等をモニタリングし、県へ報告する。
- 県は、報告に基づき管理計画の達成状況を評価する。

（オ） 計画の見直し

- 県は、評価結果を基に、協議会において意見を聴取したうえで、次年度の実施計画の方針を策定する。
- 県は、管理計画又は実施計画の改定を行うに際しては、必要な調査を実施するものとする。

(2) 個体数管理

（ア） 県による捕獲許可の方針

サルの捕獲許可は、地域個体群（地域個体群と管理ユニットの対象群れが同じ場合は、管理ユニット）が存続することを前提に、サルによる被害を効果的に防除するために必要最小限の範囲で許可することとする。

基本的な考え方は、次のとおりとする。

ⅰ）捕獲についての方針

加害レベル及び被害防除対策レベル、群れの構成等を加味し、必要に応じて捕獲（捕殺を含む。）を認めることとする（表４から表６参照）。

ⅱ）許可の区域

被害を発生させているサルの群れの遊動域の範囲内に所在する区域とする。ただし、ハナレザル等の場合、その行動域を踏まえて必要かつ適切な区域とする。

※ ハナレザル等･･･ハナレザルやハナレオスの集団を指す。メスやアカンボウを含む群れは含まない。

ⅲ）許可の期間

捕獲に必要な最低限の期間とする。

ⅳ）許可の頭数

被害防除の目的を達成するための必要最小限度の頭数とする。

ⅴ）捕獲の方法

銃器又はわなによって実施する。なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成７年総理府告示第940号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によって行うこととする。

（イ） 加害レベルの判定

加害レベルの判定は、管理計画策定ガイドラインに示す加害レベル判定表をもとに、関係機関や有識者等により群れの出没頻度、出没規模、人への反応、耕作地の被害程度、生活環境被害のそれぞれについて各指標のポイントを算定する。そのポイントを合計した値を加害レベルポイント表に照らし合わせて、群れの加害レベルとする。

（参考）特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）抜粋
加害レベルの判定表について

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落の農作物被害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度の出没が多い または群れのごく一部が出没	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺でみかける
2	通年、週に1回程度 どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い または群れの一部が出没	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害（生産量の10%程度）を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2,3回近く どこかの集落でみかける	10～20頭程度の出没が多い または群れの半数程度が出没	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害（生産量の30%以上、または被害の精神的苦痛が大きい、被害者が怒っている、耕作を諦める）を受けている集落がある	器物を損壊する 倉庫に侵入する
4	通年、ほぼ毎日 どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い または群れの全体（あるいは大半）が出没	10mまで近づいても逃げない、または威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある、または行動域内の過半数の集落に甚大な被害が発生している	住居侵入が常態化（繰り返し発生する）

それぞれの項目における判定は、現地調査（群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）や直接観察など）、アンケート調査（被害状況調査など）、群れの監視員など被害対策の従事者からの情報、専門家によるチェックといった方法（複数の方法が望ましい）での総合的な評価に基づいて行う。

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

（ウ） 被害防除対策レベルの判定

被害が発生している集落等において、被害防除対策が十分ではない場合は、群れの加害レベル判定は高く表示される可能性がある。そこで、集落での被害対策を評価するため、地域個体群の行動域内の集落における被害防除対策レベルについて、表３に基づき判定する。なお、市町村においては対策を推進し、被害防除対策レベルの向上に努める。

（表３）被害防除対策レベル判定/・評価

<table>
<tr><th rowspan="2">レベル</th><th rowspan="2">対策の実施</th><th colspan="3">群れ遊動域内の集落における被害防除対策</th></tr>
<tr><th>防護柵等の設置</th><th>追い払い・追い上げ</th><th>環境整備</th></tr>
<tr><td>A</td><td>全ての取組みを実施している項目が２つ以上</td><td>・被害が発生した農地の８割以上で防護柵等設置
・設置した防護柵等の定期メンテナンスが実施されている</td><td>・地域で組織的に追い払いを実施/追い上げを実施</td><td>・地域ぐるみで誘因物除去に取り組んでいる</td></tr>
<tr><td>B</td><td>全ての取組みを実施している項目が２つ以上</td><td>・被害が発生した農地の５割以上で防護柵等を設置
・設置した防護柵等の定期メンテナンスが実施されている</td><td>・積極的に追い払いを行う人が複数人いる</td><td>・複数人が誘因物除去に取り組んでいる</td></tr>
<tr><td>C</td><td>全ての取組みを実施している項目が２つ以上</td><td>・被害が発生した農地で防護柵等の設置に取組んでいる</td><td>・積極的に追い払いを行う人がいる</td><td>・誘因物除去に取り組んでいる人がいる</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">共通事項</td><td>必須</td><td colspan="3">・群れの遊動域等の調査を実施していること。</td></tr>
<tr><td>任意</td><td colspan="3">・必要に応じ、群れの遊動域内に所在する集落を対象として、上記対策項目に係る研修会や訓練等が、地域の実状に併せて開催されていること。</td></tr>
<tr><td>D</td><td colspan="4">共通事項を満たさず、Ａ～Ｃに該当しない（未判定含む）</td></tr>
</table>

なお、被害防除レベルを判定する上での各項目における留意点は以下のとおり。

ⅰ）防護柵等の設置について

・防護柵等とは、防護柵、電気柵、複合柵など、サルによる被害を防除するために設置するサル対策用の柵全般を指す。

・メンテナンスの頻度は、設置する柵の仕様書等に示される推奨頻度とする。

ⅱ）追い払い・追い上げについて

・「積極的な追い払い・追い上げ」とは、サルの出没に際して速やかな追い払い・追い上げ活動を実施できているかどうかを指す。

・「組織的に実施」とは、個人の裁量に任せず、集落単位などの組織として追い払い・追い上げの手順や役割分担を定め、継続的に追い払い活動を実施しているかどうかを指す。

ⅲ）環境整備について

・誘因物は、放置果樹の他、廃果やコンポストの生ごみ等であり、サルを誘引したり、市街地固着の理由となったりするものを指す。

（エ） 捕獲方法

捕獲方法は、捕獲しようとする頭数に応じて次のとおりとする。

群れ捕獲 （全頭捕獲）	加害群の除去が目的であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない場合に、群れ全体を取り除く管理手法である。
部分捕獲 （多頭捕獲）	群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、増えすぎた群れの個体数を減らす管理手法である。部分捕獲を選択する場合、群れサイズの目標は30頭程度を目安とし、群れ内のオトナメスが10頭を下回らないようにする。
選択捕獲 （個体捕獲）	群れの存続を前提としており、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す問題個体を識別したうえで、選択的に捕獲する管理手法である。

（表４）捕獲の方法

（オ） 群れサイズによる捕獲方針

群れサイズはオトナメスの頭数によって区分し、群れサイズによる捕獲方針を表４に示す。

群れの規模	オトナメスの頭数	捕獲方針
群れ（大）	２０頭以上	・加害レベルと被害防止対策レベルに応じて、捕獲方法を選択する。 ・捕獲を行う場合は、群れの分裂や、捕獲した地域に外部から新たに群れが流入する等の出没地域の拡大に注意を払う。
群れ（中）	１１頭～ １９頭	・加害レベルと被害防止対策レベルに応じて、捕獲方法を選択するが、原則として、「オトナメス」の捕獲は行わない。 ・被害防止のためやむを得ない場合、問題のあるオトナメスをを識別して選択捕獲してもよい。
群れ（小）	１０頭以下	・原則として、「メス」の捕獲は行わない。 ・被害防止のためやむを得ない場合、問題のある個体※（メスを含む）を識別して選択捕獲してもよい。

（表５）群れサイズによる捕獲方針

※ 問題のある個体:過度に人を威嚇したり、人家へ侵入したりするなど、人身被害を発生させる危険性の高い個体や、特定の農地等に依存し、農業被害を発生させている個体を指す。

（カ） 捕獲方法の選択

捕獲方法の決定については、各群れの加害レベルのほか、被害防除対策レベル、群れサイズ、管理ユニットの方針を考慮して表６に基づき選択する。なお、管理ユニット（及び管理ユニットに属する群れ）ごとの具体的な対応方針は、実施計画において定める。

<table>
<tr><th>加害ﾚﾍﾞﾙ</th><th>被害防除
対策ﾚﾍﾞﾙ</th><th>群れの
規模</th><th>捕獲方法</th></tr>
<tr><td rowspan="6">４以上</td><td>A</td><td>群れの規模
に拠らず</td><td>群れ捕獲
※ただし、次を満たすこと
・群れの除去以外に被害が低減できないこと
・管理ユニットが消滅しないこと
・上記について、協議会で意見を徴すること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">B以上</td><td>大</td><td rowspan="2">部分捕獲もしくは選択捕獲</td></tr>
<tr><td>中</td></tr>
<tr><td>小</td><td>選択捕獲</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C以下</td><td>大</td><td>部分捕獲もしくは選択捕獲</td></tr>
<tr><td>中
小</td><td>選択捕獲</td></tr>
<tr><td rowspan="5">３</td><td rowspan="3">B以上</td><td>大</td><td>部分捕獲もしくは選択捕獲</td></tr>
<tr><td>中
小</td><td>選択捕獲</td></tr>
<tr><td rowspan="3">C以下</td><td>大</td><td>部分捕獲もしくは選択捕獲</td></tr>
<tr><td>中</td><td>選択捕獲</td></tr>
<tr><td>小</td><td>原則、捕獲は実施せず被害防除に努める。
被害が発生する等やむを得ない場合は、選択捕獲。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">２</td><td rowspan="3">B以上</td><td>大</td><td>部分捕獲もしくは選択捕獲</td></tr>
<tr><td>中
小</td><td rowspan="2">原則、捕獲は実施せず被害防除に努める。
被害が発生する等やむを得ない場合は、選択捕獲。</td></tr>
<tr><td>C以下</td><td colspan="2">捕獲は実施しない。被害防除に努める。</td></tr>
<tr><td>１</td><td></td><td colspan="2">捕獲は実施しない。被害防除に努める。</td></tr>
<tr><td>０</td><td></td><td colspan="2">捕獲は実施しない。
耕作放棄地や集落等に出没しないか、動向把握を行う。</td></tr>
<tr><td>未判定</td><td></td><td colspan="2">加害レベル２と同様の取扱いとする。</td></tr>
<tr><td>ハナレザル等</td><td></td><td colspan="2">追い払いを実施し、必要に応じて誘引物管理等を実施する。
被害が発生した場合は、当該個体の捕獲を実施する。</td></tr>
<tr><td>著しく加害性が高い個体</td><td></td><td colspan="2">上記評価にかかわらず、選択捕獲</td></tr>
</table>

（表６）群れの加害レベル・規模と捕獲方法

(3) 被害防除対策

県及び市町村、関係団体は、地域住民自らによる集落ぐるみの取組を推進し、適切な被害防止対策に取り組めるよう指導・支援、新たな対策の研究、情報提供を行う。

	市町村	県
防護柵等の設置推進	・運動能力・学習能力の高いサルに効果のある防護柵等の設置推進とその効果の持続を目指し、地域住民に対して必要な情報提供・支援を行う。 ・設置した防護柵等が十分に効果を発揮するために、設置者に対し定期的なメンテナンスの実施を支援する。	・市町村における電気柵の設置について国の交付金を活用した支援を実施する。
追い払い・追い上げの推進・支援	・農作物被害防止のほか、人や集落環境に慣れさせないために、集落内に出没するサルに対して、住民が主体となった花火、爆竹等を活用した追い払い・追い上げ活動を支援する。また、新たな追い払い・方法について調査研究に努める。 ・被害を発生させる群れを監視する人員の配置やサルの群れの動向を探知するマップシステム等の導入に努める。設置後は、群れの位置情報の発信、追い払い活動の支援や被害対策の指導等を実施する。 ・集落において組織的な追い払い・追い上げが実施できるよう、研修や訓練を実施する。	・有効な追い払い方法や最新の知見等について情報収集に努め、市町村と共有する。 ・市町村における監視体制に資するよう、生息状況調査等の結果を共有する。 ・必要に応じ、市町村が実施する研修や訓練の支援を行う。 ・市町村等が実施する追い上げ、追い払い等の活動に対する、国の交付金を活用した支援を行う。
環境整備の推進	・農作物以外にも、放任果樹や農地の廃果等が誘因物となることから、これらの除去に支援する。また、誘因物が放置等されないよう、注意喚起に努める。 ・農地や集落へサルが接近、侵入しにくい環境づくりのため、刈払いや放任果樹の伐採等により、サルの隠れ場所の除去に努める。	・他動物種の対策ともあわせ、市町村の取り組みに対して、国の交付金等を活用して支援する。

(4) その他必要な方策

(ア)普及啓発・広報活動

サルによる農作物被害等を軽減するには、単に捕獲等に依存するだけでは困難であることを地域住民が十分に理解し、自らや自らの地域において防除対策を実施することの重要性について認識を深めることが重要である。

このため、県及び市町村は、関係者の協力の下、追い払い・追い上げ等の被害防除対策技術やサルの生態や行動等について情報を収集し、研修会の開催やホームページ及びパンフレット等の配布などにより、住民等に対し、サルとの基本的な接し方や個々人でできる被害防除方法についての広報・普及啓発に努める。

管理計画の実施に当たっては、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、県ホームページ等により管理計画や先進的取組みを公表するほか、自然保護関連行事等を通じ普及啓発を行う。

(イ)近隣県との情報共有

必要に応じ、出没情報、捕獲情報や地域個体群の管理について、近隣県と情報共有を実施する。また、得られた情報については、関係機関と共有する。

９　モニタリング等調査研究

以下の項目の調査・モニタリングを行う。

(1)　生息状況等調査

（ア）　個体数・群れ構成調査

県は、定期的に個体数カウント調査を実施し、群れの構成を把握する。

（イ）　加害レベル判定

県は、(ア)の個体数・群れ構成調査の実施にあわせ、群れの出没頻度、出没規模、人への反応、耕作地の被害程度、生活環境被害のそれぞれについて指標を示した判定表を作成し、各指標のポイントを算定し、加害レベルを判定する。

（ウ）　出没状況調査

市町村は、サル監視員の設置等、サルの出没情報や被害実態の把握が出来る体制を整備する。また、サル監視員等のモニタリングデータのとりまとめや電波発信器による各群の追跡調査により、行動圏及び集落出没状況を把握する。さらに、直接観察により人身被害を起こす危険性の高い個体の有無を確認する。

（エ）　捕獲個体調査

県又は市町村は、専門機関と連携し、捕獲個体の性・年齢や栄養状態、遺伝情報等の資料収集に努める。

(2)　被害防除状況調査

（ア）　野生鳥獣による農作物被害調査

市町村は、毎年、市町村毎に被害作物や被害金額等の内容を調査する。また、必要に応じ、農業集落単位の農業被害と被害対策に関するアンケート調査を行い、農作物被害の発生状況とその変化をモニタリングする。

（イ）　被害防除対策レベル判定

県は、農作物被害や生活環境被害が継発又は悪化している地域における被害防除対策の実施状況について、該当市町村に聞き取り又は書面にて調査し、被害防除対策レベルを評価する。

（ウ）　捕獲影響調査

市町村は、計画に基づき捕獲を行った際は、捕獲の実施によって被害状況や行動圏及び集落出没状況がどのように変化したか、捕獲前後の状況が比較できるよう調査を行う。

県は、市町村が行う標記調査の結果を踏まえ、定期的に生息状況調査を実施する。